

香取市地域おこし協力隊募集支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

香取市

1 趣旨

本市では、人口減少や高齢化が進むなか、地域の活性化や産業振興等を図るため、都市地域等から担い手となる人材を確保するとともに、地域における活動を通じて定住・定着を図り、地域力の維持・強化を促進するため、「地域おこし協力隊」事業を実施している。

総務省は令和8年度時点で地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）を1万人とする目標を掲げ、隊員の増加に向けた様々な施策を実施していることなどから、年々地域おこし協力隊を活用する自治体が増加しており、近年では隊員の取り合いが発生している。ついては、主体的に活動することが出来る優秀な人材を隊員として確保することを目的として、応募者数を増加させる取組全般を委託可能である事業者について、企画提案書等の内容の相対的な評価により、選定を行うものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 香取市地域おこし協力隊募集支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙・業務委託仕様書(資料1)のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月25日まで
- (4) 委託費(見積提案上限額)

3,300,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

3 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる参加資格要件(以下「参加資格」という。)の全てを満たす法人とする。

- (1) 経営が安定し、業務を確実に遂行できること。
- (2) 次の届け出の義務を履行していないもの(当該届け出の義務がないものを除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務。
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の有無
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所における取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

- 又は本工事の開札日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。
 - エ 同一人が代表者となる者で、重複して入札参加をしているもの。
- (4) 申請書類の提出を行った日から委託候補者を選定するまでの間に、市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。
- (6) 本業務委託の実施について、市の要求に応じて速やかに来庁し、打合せ対応できる体制を整えていること。

4 募集する事業者数

業務委託のために募集する事業者は1社とする。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公募開始から令和7年6月11日(水)17時まで

(2) 質問方法

質問書(様式1)に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで送付することとする。訪問や電話による質問は受け付けない。

なお、質問書の提出先は、次の電子メールアドレスとし、メールの件名は、「香取市地域おこし協力隊募集支援業務委託に係るプロポーザル質問書(企業名)」とすること。

【提出先】 seisaku@city.katori.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年6月18日(水)に市ホームページに掲載する。なお、回答は、本実施要領及び仕様書の修正とみなす。また、再質問は受け付けない。

(4) 注意事項

質問の内容は、実施要領に限ることに限る。審査に関することや他の提案者の状況、その他本業務の実施に必要な質問には回答しない。

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の申請書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

①参加表明書(様式2)

②団体概要書(様式3)

- ・定款又は規約の写しを添付すること

③企画提案書(様式4)

- ・企画提案は1案のみとすること(複数の提案は不可)。
- ・企画提案書には次の事項を記載すること。

ア 本業務委託の実施に関する基本方針や内容等 ※任意様式可

イ 業務実施体制

ウ 事業実績

④提案見積書(様式5)

提案見積書には、消費税込の総額を記載するほか、経費毎の積算根拠等を明らかにした内訳書を添付すること。

(2) 提出先及び提出期限

①提出期限 令和7年7月2日(水) 17時まで(必着)

②提出場所 企画政策課 ※「12 書類提出及び問合せ先」参照

③提出部数 5部

④提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留、簡易書留、特定記録郵便などの受け取りの記録が残る方法により、提出期限内に必着のこと。)

7 参加の辞退

参加表明書(様式2)の提出後、企画提案審査への参加を辞退しようとする者は、次の方法により辞退を行うこと。

(1) 辞退方法

香取市総合政策部企画政策課政策班に、予め電話連絡のうえ、参加辞退届(様式6)を持参もしくは郵送により提出すること。

(2) 辞退届提出期限

令和7年7月9日(水) 15時まで

8 委託候補者の選定方法等

(1) 選定方法

企画提案の審査は、企画提案書に基づくプレゼンテーション及びそれに対

するヒアリングにより審査するものとし、公募型プロポーザル審査基準(資料2)に基づき、審査委員会が行い、最も得点の高い者を最優秀提案者に選定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、その中で、評価項目「募集支援の実現性」の得点が最も高い者を最優秀提案者に選定する。また、最優秀提案者との間で契約協議が整わない場合、次点の者を第二交渉権者とする。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは以下の通り実施する。

- ① 令和7年7月10日(木)にプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。なお、時刻及び会場は、別途電子メール等で通知する。
- ② プレゼンテーションは1団体ずつの呼び込み方式とし、1団体の持ち時間は、原則としてプレゼンテーション15分、ヒアリング10分の計25分とする。
- ③ プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加は認めない。
- ④ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含む2名以内とする。なお、本業務を受注した際に主担当となる予定の者を含めること。
- ⑤ 説明時は、資料等の投影を可とし、86型大型ディスプレイ及びHDMIケーブル、電源を事務局で用意する。参加者は、必要に応じてパソコン及びデータ、インターネットへの接続機材等を持参すること。
- ⑥ ヒアリングは、企画提案に係るプレゼンテーション等に関するものの他、業務全般に関する総合的な内容とする。
- ⑦ 本プロポーザルへの参加事業者が1者のみであっても審査を行うものとする。また、審査による得点が、全体の6割を満たさない場合は、候補者の選定を行わない。

(2) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、決定後速やかに全ての審査対象者に電子メールで通知するとともに、業務の受注予定者を香取市ホームページで公表する。
- ② 審査対象者は、前項の規定により公表した日から7日(香取市の休日を定める条例(平成18年香取市条例第5号)第1条に規定する日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内に、当該審査における評価の理由について、書面をもって説明を求めることが出来る。なお、審査内容及び審査結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。

9 随意契約に係る見積書の徴取

審査委員会が選定した最優秀提案者を、本業務の随意契約に係る見積書徴取の相手方とする。ただし、選定後に資格要件を満たさないことが判明した場合

又は見積書徴取が不可能となった場合は、次順位者を見積書徴取の相手方とする。

10 日程 (予定)

内 容	日 程
公募開始	令和7年6月 3日 (火)
質問書の提出期限	令和7年6月11日 (水) 17時まで
質問書への回答	令和7年6月18日 (水)
企画提案書等の提出期限	令和7年7月 2日 (水) 17時まで
プレゼンテーション	令和7年7月10日 (木)
選考結果通知	令和7年7月16日 (水)
契約締結	令和7年7月22日 (火)

11 その他の留意事項

(1) 無効となる参加表明書及び企画提案書

- ア 虚偽の内容が記載されているもの。
- イ 審査の公平性を害する行為があったもの。
- ウ 実施要領に定める手続き及び内容を遵守しないもの。
- エ 見積提案上限額を超える提案のとき
- オ 契約を締結するまでに、資格要件を満たさなくなったとき

(2) 提案書の取り扱い

- ア 企画提案に要する経費は、すべて事業者の負担とする。
- イ 提出された書類等は返却しない。なお、提出された書類は審査に必要な範囲で複製する場合がある。
- ウ 本業務の成果等にかかる権利は市に帰属する。

(3) その他

- ア 業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務については、すべて事業者の負担とする。
- イ 事業者決定後、事業の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。
- ウ 本プロポーザルに参加したことにより知り得た事項については、本市の許可を得ないでこれを公表することを禁止するとともに、その秘密を他に漏らしてはならない。
- エ 本要領の配付後は、香取市企画政策課及び本業務に関連する部署への一切の営業活動及び情報収集活動（ただし、「5 質問の受付及び回答」記載の事項を除く。）を禁ずる。

オ 審査員の氏名については、公表しない。

カ 提出された提案書の著作権は、選考結果にかかわらず、企画提案書を提出した参加者に帰属する。ただし、本市が公表等に当たり、修正等が必要と判断した場合には、本市は無償で使用及び修正ができるものとし、併せて企画提案書を提出した参加者は、著作者人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用しないが、企画提案書等は香取市情報公開条例（平成18年香取市条例第15号）に基づく行政文書の開示請求の対象となるため、提出される書類において、同条例第8条第3号に該当するものは、その部分を明らかにすること。

12 書類提出及び問い合わせ先

香取市総合政策部企画政策課政策班 地域おこし協力隊担当

千葉県香取市佐原口2127番地

電 話 0478-50-1206

FAX 0478-52-4566

E-Mail seisaku@city.katori.lg.jp